

第一〇四表 裁判所別輕罪被告人罪狀 續

Table with 15 columns: 控訴院, 地方裁判所, 皇室罪, 靜謐罪, 信用罪, 健康罪, 風俗罪, 死屍及墳墓, 發掘及農妨, 商業及農妨, 官吏濫職, 身體罪, 財產罪, 軍犯人軍屬, 合計, 上科ノ内刑者, 人被告人ニ付. Rows include 長崎, 宮城, 函館, 樺戸監獄, and 總計.

第一〇五表 重輕罪被告人處刑ノ度數 (對席裁判) 明治三十八年

Table with 17 columns: 種別, 一, 二, 三, 四, 五, 六, 七度以上, 合計. Rows include 重罪, 輕罪, 總計, and years from 明治三十七年到三十三年.

第一〇六表 諸規則違犯被告人件數及人員 明治三十八年

Table with 13 columns: 裁判, 前年ノ殘, 本年, 合計, 檢事ノ起訴, 豫審判事ノ決定, 抗告裁判ノ決定, 上級裁判所ノ裁判, 關席裁判ニ付故障申立, 管轄違ノ言渡, 前年ノ殘, 本年, 合計. Rows include 對開, 總計, and years from 明治三十七年到三十三年.

第一〇七表 諸規則違犯被告人犯狀及言渡區分 明治三十八年

Table with 17 columns: 犯狀, 死刑, 徒刑, 懲役, 禁錮, 罰金, 拘留, 科料, 沒收, 合計, 管轄違, 豫審判事ニ付, 無罪及免訴, 棄却及消滅, 懲治場留置, 合計. Rows include 租稅ニ關スル, 往來通信ニ關スル, 衛生ニ關スル, 航海ニ關スル, 商工業ニ關スル, 圖書ニ關スル, 軍事ニ關スル, 其他, 總計, and years from 明治三十三年到三十七年.

本表員數前表人員ト差異アルハ違警罪ノ即決裁判ニ係ル諸規則違犯被告人ヲ算入セシニ由ル此人員次ノ如シ

Summary table with 6 columns: 明治三十三年, 同三十四年, 同三十五年, 同三十六年, 同三十七年, 同三十八年. Rows show counts for 8,508, 14,452, 12,456, 11,719, 15,400, 16,318.

本表ノ内在留外國人ノ違犯者ヲ掲ケルハ次ノ如シ